

## 第31回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.3.24(水)10:00 - 11:39

場所：議事堂 2 F 201委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名）

執行部 健康福祉部 太田こども局長、同 速水総括室長、同 宮本こども家庭室長、  
同 村田副室長、同 青木主幹、同 野呂企画員  
同 中勢児童相談所 伊藤所長、

資料：第31回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

**執行部資料** 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書

### < 検討会 議事概要 >

委員：第31回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会の予定を、説明する。

最初に、前回まで議論いただいた三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例の検証の結果について報告する。

第2に、子どもを虐待から守る条例について、執行部から、この条例の運用等の現状について、説明を聴取する。そのため、本日の検討会に、執行部の出席を求めているので、了承いただきたい。

前回の第30回検討会において、三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案が、まとまった。委員各位ご承知のとおり、2月17日、全員協議会で全議員に説明した後、この検討会委員10名の議員発議により、2月22日、条例案を議会に提出、政策総務常任委員会で審議いただき、昨日3月23日、本会議において全会一致で可決、成立した。速やかに公報に登載され、4月1日施行されるものと思う。

全員協議会においては、4人の議員から質疑をいただき、特に、この条例の趣旨や解釈を明確にして、丁寧に説明すべきとの意見を賜った。それを踏まえ、常任委員会でも活発な質疑応答が行われた。委員会における議案審議の充実、また、議員間討議の活発化ということに、寄与するものであったと認識している。

この議決条例については、実質的に、昨年7月17日の第21回から本年2月12日の第30回までの10回を経て、ようやく改正条例案がまとまった。議論の途中から知事をはじめとする執行部の意見や、学識者の意見などを聴くこととなり、それらを踏まえて各会派でも何度もご議論いただいた。さらに、自民みらい会派から対案も提出いただいた。このような経緯を経ること

によって、この条例や計画を議決することについて理解が深まり、加えて、議決によって議員が県民に対して責任を果たすという自覚も深まったと認識している。その意味で、この検討会における 10 回の議論は、大変、意義深いものであったと自負している。

熱心にご議論いただき、また、各会派で丁寧に説明いただいた委員各位には、座長及び副座長から、改めて、お礼を申し上る。引き続き次の条例の検証においても、活発な議論をお願いしたい。なお、これで、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の検証を終了する。

次に検証する条例は、子どもを虐待から守る条例である。本日は、この子どもを虐待から守る条例の運用も含めて虐待防止のための県の取組と、その取組の結果である本県の現状について、最初に執行部から説明を聴取したい。次回の検討会以降に、参考人等を招致してこの条例の制定以降の社会情勢の変化や法制度の改正などを踏まえ、本県としてどのような取組が必要か、検討していくこととしたい。このことについて、異議はないか。

(「異議なし」の声)

委員：異議なしと認め、そのようにする。また、招致する参考人の人選及び調整は、座長及び副座長に一任いただきたい。

ただ今から子どもの虐待を巡る本県の現状及びそれに対する県の取組などについて、執行部の説明を聴取する。

執行部：この検討会における検証対象として子どもを虐待から守る条例を取り上げていただいたことに感謝する。ここ数日でも連日、児童虐待の容疑による保護者逮捕のニュースが報道されている。本県としても業務の中で地域と連携しつつ児童虐待の防止等に取り組んでいるところである。本日は、子どもを虐待から守る条例第 28 条の規定に基づく年次報告をもとに、現状を説明させていただく。

(執行部出席者紹介)

執行部：条例第 28 条の規定に基づく年次報告について説明する。

ページ 1 は概要であり、平成 20 年度の現状及びそれに対する県の取組を説明している。

「1 はじめに」として子どもを虐待から守る条例が平成 16 年 3 月に制定されたこと、児童虐待の事例件数は全国的にも伸びており、社会問題であること、平成 19 年国の法律改正があり、立入調査の権限が強化されたことが挙げられている。なお、この法律改正を踏まえ条例改正の必要性等について検討したが、権限の強化という内容は条例に馴染まないとされ、改正に至らなかった。

ページ 2 は現状である。平成 20 年度の虐待相談件数は 395 件であり、過去からの推移としては平成 15 年度以降の横這いの件数から減少している。この原因として、平成 17 年度以降相談の窓口は市町が行うこととなり虐待防止が地域の取組として功を奏してきたのか、あるいは一過性のものなのか検証しているところである。しかし同時に、児童虐待が潜在化したとも考えられ、議論が必要と認識している。

全国的に見ても、件数が増加しているところと減少しているところがある。

なお、平成 21 年度の速報値を見ると、昨年度(平成 20 年度)よりも少し伸びているところである。

ページ 3 は相談の経路についてであり、市町の機関が最も多くなっている。これは、平成 17 年度から相談窓口は市町が行うこととなったためであり、その他には、地域や警察からと続いている。

ページ 4 は主な虐待者についてであるが、実母の割合が最も高く、平成 20 年度は約 52% となっている。全国と本県の構成比は、ほぼ一致している。なおこれは、母親が子育ての中心となり、子どもと接する時間が多いことからストレスを感じる人が多いことが背景にあるとみられる。

ページ 5 は、被虐待児童の年齢についてであるが、小学校入学前の比率が高い。当然であるが、年齢が下がるほど被害を受けやすく、逆に年齢が上がると非行などの別の問題が現れることがある。このことも、全国と同傾向である。

ページ 6 は虐待の内容であるが、身体的虐待が最も多く、これは周囲の者が発見しやすいという要因もあるとみられる。また、性的虐待の件数は少ないが、これは顕在化しにくいという面もあり(少ないからといって)安心できないと認識している。全国的には身体的虐待とセクシュアルが拮抗しているが、本県では身体的虐待がセクシュアルのほぼ 2 倍と多い。

ページ 7 の相談後の対応としては、面接指導が最も多く、その次に施設入所が続いている。

ページ 9 の立入調査、臨検・搜索等についてであるが、臨検・搜索は本県では例がない。これは、全国でも実際に 2 例が実施されたのみである。一時保護された児童の内、その 25% が虐待によるものであった。保護者への児童を同伴しての出頭要求については、平成 20 年度本県では 2 件実施された。

ページ 10 は本県の児童虐待防止のための取組体系であり、具体的な事業等はページ 11 以降である。

1 つ目として、地域社会の理解と協力の推進、これは次世代育成支援行動計画に基づくものであり、社会的養護の取組である。地域と連携を図りつつ、虐待を受けた児童の施設入所や里親の紹介などを行うものである。また、来

年度から自立援助ホームもスタートする。

2つ目として、子育て支援の充実である。拠点施設という児童が集う場所が、県内市町に96カ所設けられており、県はこの運営支援を行うものである。

また、その他として放課後児童クラブの支援などがある。

3つ目として、生後4ヶ月までの全戸訪問事業、いわゆるこにちは赤ちゃん事業である。本年度末(平成21年度末)で25の市町において実施している。これによって、要保護であると判断された場合には、1つ目の次世代育成行動支援計画に基づく社会的養護により、両方合わせて支援するものである。支援が必要な家庭にはこちらから出向いていくということを14の市町で実施している。さらに、場合によっては妊娠中にも働きかけるという仕組みも設けられている。

ページ14は早期発見・早期対応施策である。条例第21条の規定に基づく子どもを守る家の指定であるが、421世帯に協力いただいている。これは虐待を受けた子どもの一時的な避難場所であるとともに、市町との連携の窓口でもあり、年5回県内で研修を実施し、研修及び啓発を行っている。

また、市町要保護児童対策地域協議会は全市町に設置されており、県も児童相談所が参加している。

ページ17は保護・自立支援施策である。社会的養護として一時保護所や学習支援などの環境整備や定員の増枠、児童養護施設や乳児院などでより家庭的な体験を得られるよう地域小規模児童養護施設などといった6名単位での生活をさせたりしており、また、小規模グループケアも6施設で実施されている。

ページ19は連携・協力・援助体制の整備である。児童相談所の体制の強化や職員の研修による資質の向上などを行っている。また、連携・協力としては、平成17年度以降、県内5カ所の児童相談所は警察と連携して必要に応じ情報交換を行っている。さらに、専門化による援助として本県の社会福祉審議会に児童福祉専門分科会こども相談支援部会を設け、年10回程度議論を行っている。この構成員は、弁護士や大学の学識者などである。

ページ20は啓発・研修についてであるが、この強化月間が11月であるので、平成20年度に限らず平成21年度も該当啓発キャンペーンなど行い、これには企業にも協力いただいている。ルゾリソンキャンペーンも展開し、県と企業との包括連携によってサカケにポスターを掲示してもらったり定員にバッジを付けてもらったりした。

また、平成17年度から市町が相談の窓口となっているため市町職員の資質向上が必要であるところであるため、彼らが児童福祉司と同等の知識を有

するよう 25 の市町に研修に参加してもらっているところである。

年次報告に基づく説明は以上である。

委員：ただ今の執行部の説明に関する質疑はないか。

委員：児童相談所の職員は、何名程度いるのか。

執行部：児童相談センター全体では 94 名、ここから非常勤を除くと 69 名である。実際に相談に対応する児童福祉司は、北勢に 15 名、中勢に 9 名南勢志摩に 4 名、伊賀に 3 名及び紀州に 1 名という状況である。児童福祉司は専門の資格を持つものであるが、資格を持たない者も相談員として対応している。

委員：知人に児童虐待の相談に対応する者がいたが、相談内容は深刻であり件数も多いという話だった。対応することは自身も精神的に圧迫され、2 年程度でカウンセラーを交代させないと本人がばててしまうということだった。余裕を持って相談に対応できる体制となっていないのではないかと、各人が仕事でいっぱいという状況なのではないか。

執行部：平成 17 年度から現在の体制となっている。振り返れば平成 12 年に私が初めて児童虐待に関わったときには、相談員 1 名が津市全域を担当しており、とても回らないという状況だった。現在は、4 名で津市を担当しており、相談員は増加したのではあるが、相談件数は伸びているという状況である。しかし、児童相談所の相談員の人数を増加させるには限度があるものであり、それよりも市町の対応力の強化が重要である。市町にまず見極めをしてもらい、必要であれば県が対応するというものである。

委員：家庭内の暴力の連鎖ということ聞いたことがある。DV を受けた女性が、次には加害者として児童虐待をするということである。そのため、女性相談所との連携が必要と思われるが、行っているのか。

執行部：児童相談センターと女性相談所とは、近接しているということもあり行っている。例えば DV の場合、児童が母から虐待を受けるということもあるが、あるいは夫婦間での争いのため子どもが不安定になるということもある。女性相談所から通告を受け、児童を一時保護するといった広い意味での連携は行っている。

委員：そのようなケースは多いのか。

執行部：最近は少ないと認識している。DV の相談件数は多いが、中勢で通告のあったのは年間 4、5 件と記憶している。

委員：私は、平成 16 年この条例の立案に関わった者の一人である。その議論の際に課題としてあげられたことに関して、3 点質問したい。

1 点目としては、この条例は法（児童虐待防止法）改正の前に、本県が他の府県に先駆けて制定したものである。その後、法律が改正され、条例の規

定に矛盾が生じたり、運用において支障を来したりしていることはないのか。

2点目として、児童の安否確認に関しては、速やかに、遅滞なくあるいは直ちにかなど議論したものであった。その際には、児童の親権と条例による強制との関係で、保護者が協力しなければならないと規定したことは、画期的又は積極的なものであった。しかし、先ほどの説明で臨検・搜索の例が0件というのは、このような規定は意味がないということなのか。

3点目として、子どもを虐待から守る家については、他の事業においても守る家という制度があるところであり、それらと混同が生じていることも考えられる。これについて、期待どおりの効果が得られているのか、あるいは効率良く成果が出ているのか。

その他コメントすべきことがあれば聞きたい。

執行部：この条例は、法改正の前に行われたとはいえ、法の改正内容は概ね承知した上で検討を行ったものである。従って、法律が改正されたとはいえ、影響があるものではなかった。

親の権利、すなわち親権については、現在国において法律改正も検討されていると聞いており、今後の推移を見守りたいと考えている。子どもの安否確認について、強権の発動は少ないとはいえ、このような規定は意味がないとは思わない。非常事態に際して活用できるものであり、そうでない場合には家族との関係に配慮しつつ養護する必要がある。この両者もいずれが適切かは、微妙な判断を要するものであり、状況を見ながら、相談員等は親との信頼関係を構築していくことが重要と考えている。

子どもを虐待から守る家は、確かに他の表札等の重複もあり、登録件数も伸び悩んでいるところである。しかし、登録してもらった家には、研修等を通じて関心を持ち、地域で話題にしてもらったりと地域との連携という役割も果たしてもらっている。

委員：1点目の、この条例が法改正の前に制定されたことについては、懸念する必要はないとのことであり、問題ないと安心した。

2点目の通報の件に関しては、親権との関係が課題であったが、目下条例の規定を見直す必要はないとのことだった。

3点目の子どもを虐待から守る家については、徐々に定着していると認識している。

また、こにちは赤ちゃん事業については、実際には市町が行うものなのか。

執行部：市町が実施するものである。

委員：(こにちは赤ちゃん事業が)市町の事業であれば、(県の)条例に規定を設ける必要はないと考える。

執行部：さらに多くの市町で実施するよう市町へのPRを早期に行う必要があると考えている。

委員：これから成果が出てくだろうと考えている。以下は要望であるが、子どもを虐待から守る家及び市町の児童委員等によるこにちは赤ちゃん事業の整合を図るといふか関連を深めるようにした方が効果的にできると思われる。そのためには県と市町との連携を一層深める必要がある。なお、これは要望であるのでそのように認識いただきたい。

委員：虐待を受けている子どもからの相談というのは少ないと思われるが、子どもが相談するとき直接市町へ出向くということは考えにくい。周囲へ相談することができるようにする必要があると思われる。この条例第24条においても、県は子ども自身による安全確保への支援を行うこととなっているが、相談体制に関する子どもへの情報提供はどのようになっているのか。

執行部：県の児童相談所とはいっても、子どもからは遠いものである。そのため、子どもを虐待から守る家など地域で対応できるようにする必要があり、市町から広報を行うことが効果的であり、また、子どもに対しても学校等からの周知を繰り返すこととしている。

委員：子どもが自分から相談するということが大変なことであり、相談しやすい体制作りは重要である。専門ダイヤルを設けるなど本人から連絡できる窓口をいかに作るか、さらにそのことをいかに周知していくかが重要と考える。そのために、様々なところと連携を深めていくことをお願いしたい。

次に、県の条例に市町の責務としては書きにくいと思われるが、市町で条例を設けているところや子ども虐待防止のための取組をしているところはあるのか。

執行部：県内市町について周知しているわけではないが、おそらく特化した条例を設けているところはないと思う。なお、名張市は、子ども条例を制定し、その中で子どもの権利を謳い、虐待の防止又は予防の取組などを規定しているかもしれない。

委員：児童虐待防止は一義的に市町の責務だとはいえ、県から市町へこうせよとは言にくいものである。そこで、県と市町との連携のもとに相談体制の強化等を図っていただきたい。このことは、今後さらに進めていかなければならないことと思う。

委員：市町との協働について規定されているが、この取組は市町によって格差があるのではないか。大規模な市と一人が複数の業務を兼務する小規模な町などとは、状況が異なると思われる。現状はいかがか。

執行部：県内27の市町の内26市町で、児童福祉司の資格を持つ職員が配置されているところである。このような配置がさらに広がっていくように働き

かけたいと考えている。

委員：年次報告ページ 12 において、全戸訪問事業は 25 の市町で、養育支援訪問事業は 14 の市町で実施されているということだったが、実施されていない残りの市町に対して、県は実施するよう支援していくというのか、あるいはただ待っているだけというのか。

執行部：これは、母子保健法に基づくものであるが、大きな市町にとっては例えばすぐに取り組むことはできなかつたりする。そのため、段階的に実施していったり、NPO と協力して取り組んだりすることがある。県としては情報の提供や技術的な助言などを行っているところである。また、現在実施していない残りの市町についても、計画している。

委員：このようなことは、担当者レベルからは実施しにくいものであるので、首長が責任を持って挺入れしていかなければならないものである。県から首長に対してこの重要性や必要性を説明し、啓発していかなければならないことを指摘しておく。

委員：この条例が働いているのか検証する必要がある、そのために現状を把握する必要があると認識している。場合によっては資料を提出いただきたい。

1 点目として、年次報告ページ 4 において、主な虐待者としては実母の割合が最も高いということであるが、記憶では、約 10 年前の平成 11 年頃には、その割合は 4 割程度だった。この 10 年間の経年変化を教えてください。

また、実母が育児ストレスによって虐待を行うこととなるという説明だったが、育児ストレスの原因や背景は何か、どこから来るのか、相談の中から掴んでいるものがあれば教えてください。

2 点目として、年次報告ページ 5 における被虐待児童の年齢内訳について、この 10 年の変化を教えてください。私の認識では、小学生の件数が上がっていると思っている。

執行部：育児ストレスの背景としては、ひとつに核家族化が挙げられる。県内約 75 万世帯の内約 6 割が核家族である。そのため、育児について教えてもらいたいと思ってもそれがかなわない。それについて保育所等に対応しているところであるが、そのようなことについてよく議論が出ているところである。

委員：育児において助けてくれる人がいないという話はよく聞くが、その原因や背景にあるものは何か、数値では難しいかもしれないが、相談などで把握するものがあれば詳しく教えてください。

執行部：近年では経済的な要因によること、その他核家族化によることや、居住環境によることなど、これらは数値で把握するものではないが、感覚として受けることである。

執行部：ここ2年ほどの間に経済的困窮を背景とする相談、例えば家族が生活していくことができなくなり、それは派遣切りなどといった状況に遭い、せめて子供だけでも保護してもらいたいという相談を受けることがある。また、そのような要因から夫婦間が不和になるといったケースもある。大きく言えば、母親が孤立感を深めているといえる。さらに、母親が自分から助けを求めることができない、忘れている、知らないという状況もある。これらをいかに啓発していくかが課題と考えている。そのためには、子どもに痣がある、汚い服装をしている、ご飯を十分に取っていないとみられるといった徴表を探していくしかないと考えている。痣などはひとつのSOSであり、メンタル面にはさらにケアが必要な場合がある。また、知的障害などといった問題を抱えているケースなどもある。

委員：実母が我が子を虐待するという事態は深刻である。その背景として、母親自身が自立していないとか、母親自身の弱さなどを感じるか。

執行部：そのようなケースに対応するためにも、年次報告ページ12にあるこんにちは赤ちゃん事業を実施しているところである。必要があればここから養育支援事業へ繋げていくこともある。養育支援事業は厚生労働省も力を入れているものであり、本県においても半数の市町が実施している。これまで行政は助言はしてもマンパワーがなく支援はできなかったところであるが、実際一緒に育児や家事をすることによって、そのような部分に切り込んでいくことができると考えている。市町がNPO等と連携して行うといった形を含めて実施することもあり、これが児童虐待の予防になるといったことも考えられる。

委員：それについては津市では母子保健推進員が行っていると聞いているが、それについて資料がほしい。どれくらいの割合が行っているのか、その取組状況について県は把握しているのか。

執行部：市町の事業の実施内容について細かいデータは持っていない。

委員：調査のために逆に負担をかけることとなってはいけないが、しかし、条例10条などにおいて県の未然防止の規定が設けられており、注目すべき事業の状況は把握している必要がある。これについて情報提供いただきたい。

年次報告ページ8に養護施設や里親について取り上げられているが、これらは虐待を受けた児童のその後の回復を担っているところである。これについても、後日教えていただきたいと考えているが、とりあえず、里親の登録件数は増加しているのか。

執行部：養護施設や里親について、どのような資料を準備すればよいのか確認させていただきたい。

委員：養護施設での状況はどうか、負担があるのではないのかそのようなこ

とを教えていただきたい。

執行部：里親については、今年度から制度が変更されこれまでと異なって研修を受講していただく必要があるようになった。以前は 200 人超に登録していただいていたが、現在は 169 名。研修が必要となったにもかかわらず減少幅は小さいと認識している。これに対して委託された子どもは 75 名である。また、委託率は全国で約 10%、本県で約 16%と、本県は高いが、一概に里親に委託するのがよいとは言い切れず、状況を見ながら対応していく必要がある。

委員：虐待はそれが止まれば良いというわけではなく、そこからいかに自立していくかを長いスパンで見る必要がある。それぞれでどのような課題があるのか、また資料をいただきたい。

年次報告ページ 15 にある市町とのネットワークに関して、それぞれのネットワークで十分と見ているのか、また、その人数は足りているのか。

執行部：市町による格差については、一概に大きい市では行き届いており、小さな町では不十分といった訳ではない。小さい町においても熱心な保健師などがいて、その者が取り組んでいる例などもある。協議会については、この数年で市町ごとの独自性が出てきたと感じている。これは、協議会の立ち上げ以降、徐々に市町の実情に合った取組が模索されてきたと思われる。

委員：各協議会においては、個々のケースを取り扱っていることと思われるので、十分に調査したいと思う。

また、子ども自身からの情報発信が重要であり、子どもを守る家の取組などは重要である。また、子どもは虐待を受けないという権利があると伝える必要がある。しかし、子どもにとっては何が虐待であるのかわからないものであり、SOS のサインを出すことができるように子ども自身へ教えることが重要である。

委員：条例第 18 条に連携・協力体制について規定されているが、警察との連携・協力が大切と考えている。これについて、例えばどのような体制を取っているかなど説明いただきたい。

執行部：包括的には県警と協定書を交わしており、それに基づいて協力体制を取っている。具体的には、各児童相談所も出席して県警と公式に協議する場を年 1 回程度設けているし、日常的に警察の生活安全課と電話で情報交換や共有をしている。実際に協力要請する場合には、書類の遣り取りをするが、至急の時には電話で対応し、又は対応していただいている。

委員：警察はなかなか家庭のことには踏み込めないという状況もあると思われる。虐待相談はまず市町が窓口となり、事態によっては児童相談所が対応

するといふのであれば、県警とのホットラインを設けることも必要ではないかと考えられる。そのような考えはあるか。

執行部：現在で十分機能していると認識される。

委員：私の知っている事例で、知的障害者の親が子育てをしており、その子どもは大小便も家の外で済ませ、食事も不満足な状況といったものがある。これは、虐待ではないのかと私は民生委員に相談したが、これはそうではないという返答だった。虐待であるか否かの判断は一体誰が行うのか。

執行部：それは大台町の事例かと思われるが、現在、児童虐待として進行管理している。先々月から家庭訪問をすることができるようになり、養育環境の改善を図っているところであるが、この事例は家族全体を支えていく必要があると認識している。

委員：この事例を取り上げた理由というか目的は、虐待であると判断するのは誰かと言うことを明らかにしたいためである。

執行部：虐待であるか否かの判断を市民にゆだねるのは過酷であるし、そのような場合、しかるべき相談窓口へ相談していただいたら、子どもの成長が妨げられるという状況があるのか否かなどといった視点から、協議会やケース検討会議で判断しているところである。

委員：この事例については3年前から相談してきたが、今の状況に至るまで3年かかったわけである。児童虐待という、身体的暴力と認識されるが、そうではないケースについての認識の力量を持つことが課題である。

委員：平成20年度の虐待相談件数は395件と急減したが、その要因についての正式な見解はいつ出すつもりか。特別な原因があって減ったというわけではないということだが、結論を出さないとそれを踏まえて次にどうするかなど、次へ繋がらないと思われる。いつ明らかにするのか。

執行部：公式見解として、正しいというものを出せるかどうか自信がない。なぜならば、これについて分析を行ってはいるがその他にも相関関係のあるものがあるかもしれない。これまでも、三重県全体で議論をしたが、明確な結論は出せなかった。あるいは考えられることとしては、件数の大きな市町などで県への報告を上げるに当たって、虐待相談として含めるか否かについて判断にブレが生じていた可能性もある。そのため、今後も動向を注視する必要があると考えている。さらに、事実の分析もさることながら、虐待が潜在化しているのではないかと注意することも必要と考えている。

委員：私も、報告の上げ方が要因ではないかと考えている。平成21年度の速報では、元に戻っているということでもあった。言いたいことは、良い評価をしてしまうと、虐待防止につながらないのではないかとということである。

(そうではなく)虐待防止のための取組をさらに充実する方向で行ってもらいたい。

執行部:(市町要保護児童対策地域)協議会においても、そのように要請している。

委員:保護者への出頭要求は、誰が発するのか。県と市町との役割分担は明確にされているのか。市町との努力義務を規定するかはさておき、市町では体制はできているのか。

執行部:出頭要求は児童相談所の所長が発する。法的権限というか、介入的、強権的なことは児童相談所の所長が行い、他方、支援型の取組は市町が中心に行うという整理である。両者が連携して、ランク付けなどそれぞれのケースを振り分けしている。これは、3ヶ月に1回行っている。

委員:ケースとして取り上げられる前の相談は、市町が行っているのか。

執行部:市町が行うこととなっている。

委員:一点、確認させていただきたい。年次報告ページ16の児童虐待防止ネットワークと要保護児童対策地域協議会との違いは何か。

執行部:平成21年4月から、桑名市にも要保護児童対策地域協議会が設けられ、現在は県内すべてで協議会が設けられている状況である。

委員:了解した。

執行部に対し、ほかに質問はないか。なければ、執行部説明聴取を終了する。

執行部には退席いただきたい。

(執行部退席)

委員:先ほどの執行部意見聴取を踏まえ、委員からご意見はあるか。

委員:市町がどのような体制を敷いているかなど市町の状況を聴かせてもらいたい。そうしなければ県の役割を明らかにできない。

委員:委員のご意見については、座長と副座長とが調整することとさせていただきたい。他に意見がなければ、本日の検討会はこれで終了することとし、次回の日程等は、追って連絡する。

(終了)